

福岡県公報

平成二十九年七月二十八日
第三千九百十三号
増刊
①

目次

規則 (第二十七号―二十九号)

○福岡県職業能力開発促進条例施行規則の一部を改正する規則

(職業能力開発課) ……………一

○過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に

関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………四

○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行

規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………六

再掲

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規

則の一部を改正する規則 (情報政策課) ……………六

規則

福岡県職業能力開発促進条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十七号

福岡県職業能力開発促進条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職業能力開発促進条例施行規則 (平成二十五年福岡県規則第一号) の一部を次のように改正する。

様式第一号その二を次のように改める。

様式第1号その2(第6条)
<表面>

入 校 願 書

平成 年 月 日

殿

本 人 氏名

【代筆者 氏名

（印）本人との続柄

写真貼付け欄
(40×30mm)

1. 上半身、正面、脱帽
2. 6ヶ月以内に撮影したもの

ふりがな		男・女	生年月日	昭和 年 月 日生 平成 (満 歳)
氏 名				
現住所	(〒)	※日中必ず連絡の取れる連絡先を記入すること。		
※郵便物が確実に届くように記入すること。		電話(携帯可)	-	-
		F A X	-	-

希望する訓練科 (委託訓練の場合は第1志望のみ記入)	第1志望	科	通校入寮区分 (委託訓練の場合は記入不要)
	第2志望	科	
	第3志望	科	通校・入寮

障がい の 概 要	原因となった傷病名			
	同 上 の 分 類	先天性・疾病・交通災害・産業災害・その他()		
	障 がい 発 生	[時] 昭和 年 月 日	[所]	
	現 症 状			
	身体障害者手帳	府・県・市 第 号	昭和・平成 年 月 日交付	種 級
	障 がい 部 位 (手帳記載のとおり記入)			
	精神障害者保健福祉手帳	府・県・市 第 号	昭和・平成 年 月 日交付	種 級
	療 育 手 帳	府・県・市 第 号	昭和・平成 年 月 日交付	判定 ()
主治医の意見書	有 ・ 無			
最終学歴	(科)	昭和 年 月 平成 第 学年	卒業(修了) ・ 卒業(修了)見込	
※中学、高校、短大、国立高専、大学等の校名を記入すること。				

<裏面>

職 歴 (新しい職歴順に 記入すること。)	勤 務 期 間		職 務 の 内 容	
	昭和・平成	年 月から		
	昭和・平成	年 月まで		
	昭和・平成	年 月から		
	昭和・平成	年 月まで		
保有免許・資格 (希望の訓練科に 関係する免許等が あれば記入するこ と。)	年	月	資格の種類及び免許	
	昭和			
	昭和			
	昭和			
			公共職業訓練 受講歴の有無	有・無

※以下の欄は記入不要

安 定 所 の 所 見	入 校 指示区分	1 雇用対策法 (条 項 号) 2 雇用保険法 () 3 推 薦 () 4 そ の 他 ()			
	雇用保険 受給資格	受給中である(1日 円) 在職中である その他()		受給手続中である	
	そ の 他	生活保護受給中 その他()			
	公 共 職 業 の 訓 練 受 講 歴	※受講歴がある場合に記入			
		実施機関名	訓練科名	受講時期	
				年 月 ~ 年 月	修了・中退
				年 月 ~ 年 月	修了・中退
		年 月 ~ 年 月	修了・中退		
		年 月 ~ 年 月	修了・中退		
受 付 日 年 月 日	平成 年 月 日受付 公共職業安定所 担当係官 氏名 係 電話 () 局 番				
特 記 事 項	・受験希望地、特に配慮が必要な事項、その他必要に応じて記入 ・委託訓練受講希望の場合は、以下についても記入 ※福祉施設利用中 該 当 ・ 非該当 ↓ 入所・通所 (施設名:) ※福祉施設 障がい者支援施設(訓練入所除く)				

様式第二号中「障害者」を「障がいのある方」に、「機能障害者」を「機能障がい」に、「障害者福祉」を「障害者かきい」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十八号

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する

条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則（昭和三十八年福岡県規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号の（裏）を次のように改める。

様式第 2 号記載要領

(裏)

- 1 この計算書は、申告書（予定申告書を除く。）を提出するたびに提出してください。
- 2 ①から⑨までの欄は、軽減税率の適用を受ける者にとっては、税率段階ごとに記載してください。
- 3 ⑥の欄には、次の割合を記載してください。
 - (1) 主たる事業が電気供給業（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人
$$\frac{\text{新設し、又は増設した固定資産の価額}}{\text{本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額}}$$
 - (2) その他の事業を行う法人又は個人
$$\frac{\text{新設し、又は増設した生産設備に直接従事する従業者の数}}{\text{本県内に有する事務所又は事業所の従事者の数}}$$
- 4 ⑦の欄には、1,000円未満の端数を切り上げた額を記載してください。
- 5 ⑧の欄には、10円未満の端数を切り捨てた額を記載してください。
- 6 鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）とこれらの事業以外の事業を併せ行う法人にとっては、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について 3 の割合を適用することとしてください。
- 7 「従業者の数」及び「固定資産の価額」並びに 6 の「鉄軌道事業以外の事業に係る部分」の所得の算定については、地方税法第 72 条の 48 第 4 項から第 6 項まで、第 11 項及び第 12 項並びに第 72 条の 54 第 2 項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例によることとしてください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則様式第二号は、平成二十九年三月三十一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備については、適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十九号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成二十九年福岡県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「電気供給業」の下に「（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加え、同条第二項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

様式第二号の注の6中「電気供給業」の下に「（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則第三条第一項及び第二項の規定並びに様式第二号は、平成二十九年三月三十一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備については、適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年七月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十六号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知的障害が」を「知的障がいが」に改める。
第十四条中「若しくは」を「及び」に、「入院措置に係る精神障害者」を「規定により入院させた精神障がい者」に改め、「という。」の下に、「当該措置入院者の扶養義務者」を、「外国人保護実施関係情報」の下に「とする。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第

一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。）の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。）に係る外国人保護実施関係情報

二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務 当該変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人保護実施関係情報

第十五条中「障害児の」を「障がい児の」に改める。

第十六条第一号中「事務」の下に「（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）」を加え、同号イ中「児童福祉法」を「当該認定に係る児童福祉法」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第四号中「第五十条第七号及び第七号の二」を「第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分を除く。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第五十条第六号」の下に「及び第六号の二」を加え、同号イ中「児童福祉法」を「当該徴収に係る児童福祉法」に改め、同号ロ中「児童福祉法」を「当該徴収に係る児童福祉法」に、「と同一の世帯に属する者」を「の扶養義務者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「限る。」の下に「当該徴収に係る」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

第十六条に次の一号を加える。

六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 次に

掲げる情報

イ 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

第十七条第一号ハからホまでの規定中「障害の」を「障がいの」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 第一号に掲げる

情報

第十八条第一号中「第十四条第一項若しくは第三項の支給給付の」を「第十四条第一項及び第三項の支給給付の」に、「又は中国残留邦人等」を「中国残留邦人等」に改め、「附則第四条第一項の支給給付の支給の実施」の下に「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の支給給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給給付の実施」を加え、同号イ中「若しくは第三項」を「及び第三項」に、「若しくは平成十九年」を「、平成十九年」に改め、「附則第四条第一項の支給給付」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項」を加え、「よること」を「よるもの」に改め、同条第三号及び第四号中「第十四条第四項」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二

条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項「を加え」、「よること」を「よるもの」に改め、同条第五号中「第十四条第四項」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項」を加え、「よること」を「よるもの」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第七十八条の二第一項又は第二項」を「第七十八条の二第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第

二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条

第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還

に関する事務 第一号に掲げる情報

第十九条第一号中「障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を「障がい者若しくは当該申請に係る障がい児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。）」に改め、同条第二号中「障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を「障がい者若しくは障がい児又は支給認定基準世帯員」に改める。

第二十条第一号レを同号ソとし、同号タ中「障害」を「障がい」に改め、同号タを同号レとし、同号ヨを同号タとし、同号カ中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「、」に改め、「附則第四条第一項の支給給付の支給の実施」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支給給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた

旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止」を加え、同号カを同号ヨとし、同号ワを同号カとし、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「第三十一条第一号」を「第三十一条」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまでとし、同号ト中「障害の」を「障がいの」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「障害の」を「障がいの」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ハからホまでを同号ニからヘまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項

の特定医療費の支給に関する情報

第二十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 行政措置として生活保護法第六十三条に準じた取扱いによって実施する外国人の

保護に要する費用の返還に関する事務 第一号に掲げる情報

第二十一条第一号中「公営住宅法第二条第二号の公営住宅」を「当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）」に、「同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）」を「その同居者」に、「障害」を「障がい」に改め、同条第二号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に、「前号に掲げる情報及び公営住宅入居者等に係る」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに」に改め、「外国人保護実施関係情報」の下に「又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報」を加え、同条第三号中「前号に掲げる情報」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報」に改め、同条第四号中「第二号に掲げる情報」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自

立給付金の支給に関する情報」に改め、同条第五号中「第二十七条第五項又は第六項」を「第二十七条第五項」に、「第二号に掲げる情報」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報」に改め、同条第十号中「第二号に掲げる情報」を「当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報」に改め、同条第九号中「第二号に掲げる情報」を「当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報」に改め、同条第八号中「第一号に掲げる情報」を「当該あつせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報」に改め、同条第九号とし、同条第七号中「第二号に掲げる情報」を「当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第一号に掲げる情報」を「当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障がい程度に関する情報並びに外国人保護実施関係情報又は行政措

置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報

第二十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 第一号に掲げる情報

第二十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 行政措置として生活保護法第六十三条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に要する費用の返還に関する事務 第一号に掲げる情報

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第二号の改正規定（「第十条第四項」を「第十六条第五項」に、「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改める部分に限る。）は、平成二十九年七月二十六日から施行する。